

消火器の不適切な訪問販売にご注意を！

市内において、消防署などの名をかたり訪問販売により消火器を高額で販売する事業者の情報が寄せられています。

「消火器の検査にきました」「消防署からきました」などと点検・購入を勧める業者には注意してください。

次のような手口にご注意！

「消防署の方からきました」

「消火器の検査にきました」

「町内ですべての家に消火器を置くことになりました」

「家庭の消火器も定期的な消火薬剤の詰め替え義務があります」

「この消火器は使用できません」

…などと言葉巧みに消火器を販売する。



あやしいと思ったら！

安易に申込みや購入をしないで、その場ではっきり断る。

お近くの消防署に通報する。

うっかり購入してしまった場合には！

住宅での訪問販売では、クーリングオフ制度（書面で知らされた日から8日以内）により書面で契約を解除できますので、販売者の会社名入の領収書、契約書などをしっかり保存しておいてください。（ただし、3,000円未満の現金取引は解除できません。）

クーリングオフ制度について詳しいことは、下記相談窓口までご相談ください。

消費者ホットライン 188

消費者ホットラインは全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内いたします。

消防署では、消火器のあっせん・販売・点検は行っていません。

一般家庭に「消火器を設置しなければならない」という法律はありません。